

---

川崎市多摩川丸子橋河川敷のにぎわい創出に向けた

新たな利活用事業

## 募集要項

---

令和5年10月

川崎市

川崎市多摩川丸子橋河川敷のにぎわい創出に向けた新たな利活用事業  
募集要項 目次

---

1	実施概要	1
2	事業内容及び条件	3
3	事業に当たっての留意事項	4
4	役割分担	7
5	参加資格	8
6	募集スケジュール	9
7	参加手続き	9
8	審査方法及び評価項目	12
9	欠格事項	12
10	留意事項	12
11	連絡先(担当部署)	14

【別紙】

- 別紙1 基本協定書(案)
- 別紙2 施設使用契約書(案)

【様式】

- 第1号様式 参加意向申出書
- 第2号様式 質問書
- 第3号様式 企画提案書
- 第4号様式 応募法人概要書
- 第5号様式 共同事業体協定書兼委任状
- 第6号様式 宣誓書
- 第7号様式 暴力団との関連性確認のための個人情報の外部提供同意書
- 第8号様式 事業計画書
- 第9号様式 施設・設備配置計画書
- 第10号様式 辞退届

## 1 実施概要

### (1) 目的

川崎市では、平成28年3月に策定した「川崎市新多摩川プラン」を踏まえ、川崎のシンボルである「ふるさとの川・多摩川」の歴史的・文化的資源、そして環境資源を最大限に活かしたにぎわいの場（憩い・遊び・学ぶ）の創出に取り組んでいます。

このうち、丸子橋河川敷周辺には多くの方がバーベキューに訪れ、ゴミの不法投棄や騒音等が生じていたため、令和2年度には、社会実験としてバーベキュー利用の禁止を行い、一定の課題改善を図ってきました。さらに令和3・4年度には、引き続きバーベキュー利用の禁止を行うとともに、多様な市民ニーズに対応した新たな利活用に向けて、事業者によるイベント等を実施し、地域のにぎわいの創出やイベント等を通して、ゴミの投棄などの課題改善を図ることができました。

本事業は、これらの社会実験成果を踏まえ、多摩川丸子橋河川敷におけるにぎわい創出の取組を一層継続し、水辺空間の利活用を一層推進することにより、継続的な賑わいの創出、地域連携や地域活性化に寄与することを目的とし、河川空間において事業を実施する事業者を募集するものです。なお、提案内容等により複数の事業者により、本利活用事業が実施できる場合があります。

### (2) 事業の名称

川崎市多摩川丸子橋河川敷のにぎわい創出に向けた新たな利活用事業

### (3) 事業内容（想定）

- ①バーベキュー等
- ②キッチンカー、軽食等
- ③賑わい創出イベント等
- ④水辺のアクティビティ
- ⑤その他河川敷の利活用に資する事業

※詳細は「2 事業内容及び条件」を参照

### (4) 事業期間

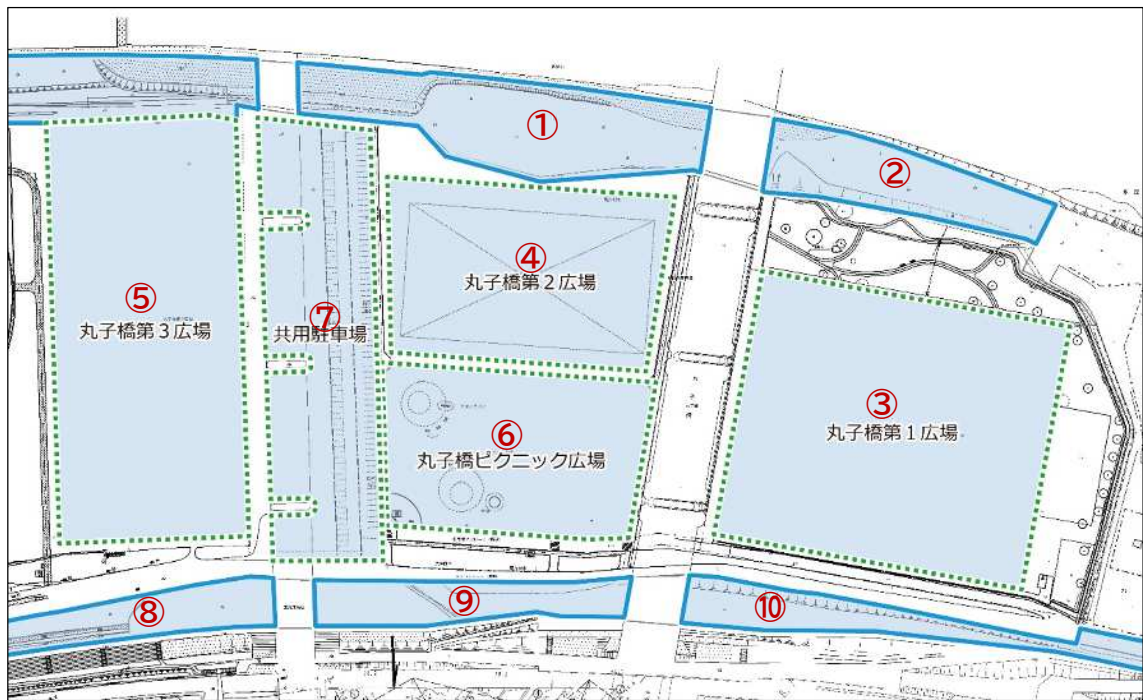
基本協定締結日から令和9年3月31日まで（おおむね3年間）とする。

なお、基本協定とは別に、単年度毎に施設使用契約を締結する。

※別紙1 基本協定書（案）、別紙2 施設使用契約書（案） 参照

## (5) 事業対象区域

川崎市中原区上丸子八幡町地先



- |             |            |              |            |
|-------------|------------|--------------|------------|
| ① 川寄り上流側    | 約 7,000 ㎡  | ② 川寄り下流側     | 約 8,000 ㎡  |
| ③ 丸子橋第1広場   | 約 18,000 ㎡ | ④ 丸子橋第2広場    | 約 10,000 ㎡ |
| ⑤ 丸子橋第3広場   | 約 16,000 ㎡ | ⑥ 丸子橋ピクニック広場 | 約 8,500 ㎡  |
| ⑦ 共用駐車場     | 約 6,500 ㎡  | ⑧ 市街地寄り (A)  | 約 2,000 ㎡  |
| ⑧ 市街地寄り (B) | 約 3,000 ㎡  | ⑩ 市街地寄り (C)  | 約 3,000 ㎡  |

※上記の範囲のうち、使用予定区域を第8、9号様式に記載の上、提案してください。

※③～⑥については、一般利用に供するため、活用可能・不可の期間を設けます。使用希望予定月の2カ月前の10日迄に本市へ事前相談してください。

※⑦については、土日祝の駐車場の管理については本市で実施しておりますので、管理していない平日等について提案可能です。

詳細：<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000115812.html>

## 2 事業内容及び条件

本事業において、(1)～(5)の事業を1以上選定し、提案してください。

なお、より効果的な内容、頻度、実施場所等は提案者の提案によるものといたします。

また、本事業による賑わい創出を目指しつつ、河川敷広場等の一般利用を継続して適切に確保することから、各事業に稼働数の上限や下限※を設けます。提案者は、この範囲内で実施時期、日程等を提案するものといたします。

なお、令和6年度に「全国都市緑化かわさきフェア」開催を予定しておりますので、本市の取組との連携（イベント開催等）も積極的に取り組んでください。

※稼働数の下限については、天候等の影響により満たせない場合については、市と協議により変更することができるものとします。

### (1) バーベキュー等

内 容：ゴミの不法投棄、臭気、騒音など、河川敷の主な課題の要因となっている一般のバーベキューの利用禁止に伴い、管理されたバーベキュー場を提供し、あわせて物品等の提供を行ってください。

想定実施場所：①、②

実施時期：4～10月頃を想定しています。

稼働数の下限 年32日

注意事項：市街地側への臭気、騒音等の原因となることから、⑧～⑩での実施は不可といたします。また、利用者に対し、ゴミの回収、周辺環境整備への協力を促してください。事業実施日に利用を禁止している一般のバーベキュー利用者がいた場合の注意等を行い、事業実施日以外についても、対応策を提示してください。

### (2) キッチンカー、軽食等

内 容：キッチンカー、簡易な飲食店・売店、オープンカフェ等の設置により、河川敷利用者やイベント来場者に対して、飲食軽食等の市民が憩えるサービスの提供を行ってください。

想定実施場所：⑧～⑩

実施時期：年間を通しての実施を想定しています。

稼働数の下限 年24日

注意事項：利用者に対し、ゴミの回収、周辺環境整備への協力を促してください。事業実施日に利用を禁止している一般のバーベキュー利用者がいた場合の注意等を行い、事業実施日以外についても、対応策を提示してください。

### (3) 賑わい創出イベント等

内 容：河川敷及び広場の広大な空間を活用したイベント等を実施してください。

(例：移動動物園、エア遊具、スポーツ大会、キャンプ、焚火イベント等)

想定実施場所：③～⑦

実施時期：稼働数の上限 月 8 日

稼働数の下限 年 1 2 回

注意事項：イベントの実施内容、規模等に応じて、事前に本市と協議し、使用することができるものとします。事業実施日に利用を禁止している一般のバーベキュー利用者がいた場合の注意等を行い、事業実施日以外についても、対応策を提示してください。

#### (4) 水辺のアクティビティ

内容：多摩川河川敷の立地特性を活かし、多摩川の河川環境や景観を感じられ、水に親しむことのできる水辺のアクティビティを実施してください。

想定実施場所：①、②

実施時期：4～10月頃を想定しています。

稼働数の下限 年 1 回

注意事項：利用者の安全に配慮し、悪天候・増水時には中止・延期とするなど、適切な対応を行ってください。また、②の新設護岸を活用する場合は、本市と協議の上実施してください。事業実施日に利用を禁止している一般のバーベキュー利用者がいた場合の注意等を行い、事業実施日以外についても、対応策を提示してください。

#### (5) その他河川敷の利活用に資する事業

内容：多摩川河川敷の課題解決、賑わい創出、市政運営に資する事業を、提案者の提案内容に基づき、本市と協議の上実施してください。

想定実施場所：①～⑩

実施時期：稼働数の上限 協議により決定

稼働数の下限 協議により決定

注意事項：提案者のノウハウ・実績を活かした独自性のある提案とし、関係法令を遵守してください。事業実施日に利用を禁止している一般のバーベキュー利用者がいた場合の注意等を行い、事業実施日以外についても、対応策を提示してください。

### 3 事業に当たっての留意事項

#### (1) 運営方法

①事業の運営にあたっては、組織化された運営体制を確立し、適切な人員を配置することなどにより、安全で円滑に取り組んでください。

②出水時には、利用者を安全かつ迅速に避難させるとともに、使用する設備等を速やかに堤外へ撤去してください。

③利用者が安心安全に利用できるよう安全・防犯対策を十分に講じるとともに、河川敷利用のルール・マナー等の理解を深め、適正に河川敷を利用することができるように啓発等を行ってください。

④広場等の既存施設利用者の利用を阻害することの無いよう十分に配慮していただくとともに、

市が求めた場合、地域との意見交換会等に参加するなど、地域のニーズ把握について、積極的に努めてください。

- ⑤事業対象区域やその周辺（丸子橋下など）の清掃などの実施により、多摩川の利用環境向上に努めてください。
- ⑥事故・トラブル等が生じた場合は、迅速かつ適切に対応してください。また、利用者からの問合せや営業時間外の事故等緊急時対応のため、常時連絡・対応可能な体制を確立してください。
- ⑦利用者のケガの補償や損害賠償事故（対人、対物）の補償への対応が可能な提案内容としてください。
- ⑧地域住民からの騒音等に関する苦情等を受けた場合は、丁寧な対応を行い、市へ報告してください。
- ⑨提案内容に応じ、必要な設備（トイレ、手洗い場、夜間照明等）は原則、事業者で適正に設置してください。また、事業実施時には、設置した設備や川崎市が設置しているトイレに関する清掃を実施してください。トイレのトイレトーパーが必要な場合は、事業者の負担において、対応してください。
- ⑩本市の公園施設を事業において利用する場合は、事前に市と協議してください。丸子橋河川敷の手洗い場は下水道に接続していないため、事業に伴う、石鹸・洗剤等の使用はできませんので、使用する場合は、事業者で手洗い場等を設置してください。
- ⑪河川敷への車両搬出入等に伴う鍵の管理は原則、事業者で責任を持って行ってください。
- ⑫事業対象区域へのアクセスに際し、ふれあいロードやマラソンコースや車路などがあり、自転車、自動車等が通過するため、事業実施にあたり、利用者への注意啓発やイベントの規模等に応じ、警備等を配置することで安全管理を行ってください。
- ⑬事業対象区域⑦の東急線高架下及びその周辺については、鉄道の定期点検や工事関係等で使用できない場合がありますので、御承知おきください。
- ⑭事業対象区域⑦の駐車場に関しては、土日祝の駐車場の管理については本市で実施しております。本市が管理をしている時間帯での使用に関しては、駐車場の利用料金（令和5年10月現在、1回1台につき500円）が発生いたします。

## （2）来場者の利用方法等

- ①利用方法は、市民、来街者など誰もが使いやすく、予約～利用～料金決済まで簡易で利便性が高く分かりやすいものとしてください。
- ②利用料金の仕様は、個人利用、法人利用、一定時間での利用や一日単位での利用など、多くの方が利用しやすく適切な料金設定とするものとし、具体的な仕様は、事業の目的を踏まえて提案してください。
- ③利用者の個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の法令の規定を遵守し、適正に管理してください。
- ④利用者の利便性向上、事業の利用促進のため、チラシや専用のホームページを準備するなど、積極的な広報周知活動を実施してください。

- ⑤丸子橋河川敷周辺の地域住民や地域団体との積極的な連携、市民や地域住民の雇用促進に努めてください。

### (3) 運営設備

- ①堤防内で使用する設備は出水時に計画的に搬出可能なものとし、その搬入搬出や設置方法などについては他の利用者に配慮したものとしてください。
- ②提案内容に火気等の使用や飲食物の提供等が含まれる場合は、関係機関等との協議を踏まえて適切に取り扱うこととしてください。

※設備の設置（日を跨いで設置するもの等）については、本市との事前協議、河川管理者の許可を得てからお願いします。許可が得られない場合等は、御提案いただいた設備が設置できない場合がありますので、御承知おきください。

### (4) 清掃・環境整備

事業運営毎に、事業実施区域の清掃を実施してください。また、事業運営によって得られた収益等を活用し、事業実施区域外や事業運営日以外の河川敷の清掃・環境整備（ゴミ拾い、草刈等）に関する提案を企画提案書に記載し、事業実施前に、本市と協議の上、実施してください。

### (5) 地域連携

- ①事業対象区域及びその周辺で地域イベント等※が開催される場合は、その実施に十分配慮し、相互連携による活性化に努めてください。
- ※地域イベント「丸子の渡し」や「水辺の楽校」による環境学習等
- ②オペレーションスタッフとしての市内居住者の雇用や、運営組織の中に市内事業者を組み入れるなど、本市の経済活性化につながる取組を実施してください。
- ③平成24年度から本市と周辺町内会等で、定期的に行っている丸子橋周辺バーベキューに関する連絡会等の会議に市から求めに応じ参加するなど、地域連携に努めてください。

### (6) 広報

本事業の実施にあたり、ホームページ、SNS、チラシ、ポスター等の多様な媒体を活用し、広く市民及び多世代の利用者に訴求する広報活動を実施してください。

また、本市ホームページに掲載する情報等に関して、必要な資料や写真等の提供に協力してください。

### (7) 事業報告

実施・利用状況、その他の事業運営に係るデータを収集及び整理、利用者の満足度等に関するアンケート調査を実施し、報告書を本市に提供してください。なお、アンケート調査については、本市と事前に内容、実施方法を調整した上で行ってください。

今後の継続的な事業の検討及び市政運営に向けて、必要となる事項の追加提出や、ヒアリン



グを求める場合があります。

なお、事業報告は本市が定める項目・様式に準じて作成するものとし、2カ月毎に提出することといたします。また、事業最終年度の前年頃に本市が定める項目・様式に基づき、事業報告書を提出すること。

#### ※報告内容

- ・利用状況（予約実績、利用実績等）
- ・収支状況（事業計画・収支報告を含む）
- ・利用者の事故や苦情等
- ・利用者の満足度等に関するアンケート実施結果
- ・利活用における課題等
- ・地域住民等からの御意見や苦情の有無及びその対応状況
- ・その他、本市が指定する事項

#### (8) 原状回復

事業終了時は、事業者が自らの費用負担において、使用前の状態に回復することといたします。ただし、本市との了承を得た場合はこの限りではございません。

## 4 役割分担

### (1) 市及び事業者の役割分担

#### ①市

- ア 事業全体の総括
- イ 河川法に基づく一時占用による公有財産の提供（占用・工作物設置手続きを含む。）
- ウ 関係管理者（河川管理者、公園管理者、橋梁管理者、他の占用者）との調整
- エ 広報等による支援（本市ホームページ等）
- オ 効果・課題等への検証
- カ 台風等による広場等の公園施設の復旧※

※台風等により広場等の公園施設が使用できなくなることによる営業補償等は一切行いません。

#### ②事業者

- ア 事業の運営（利用の手続、料金徴収、苦情対応、広場予約、使用料の支払い等）
- イ 敷地及び設置する施設・設備を含めた維持管理、事業終了後の原状回復
- ウ 一般のバーベキューの利用禁止やゴミの投棄や騒音等の地域課題解決、にぎわい創出に向けた取組の周知・広報・利用率向上に向けた取組
- エ 事業対象区域や周辺の日常清掃、処分の実施
- オ 本市の必要とする各種データ（集計・加工を含む）の本市への提供

カ 満足度等に関する利用者へのアンケート調査の実施  
キ 事業報告

## (2) 事業者の費用負担

事業者は、以下の費用を負担するものとします。

### ① 施設使用料

川崎市都市公園条例施行規則に基づき、使用する広場等の面積・日数に応じて、以下を納入するものとします。(以下、令和5年10月現在)

区分	単位	金額
行商、募金その他これらに類する行為	1日につき	1,010円
業として行う写真の撮影その他これに類する行為	1日につき	5,090円
業として行う映画の撮影その他これに類する行為	1日につき	10,180円
興行	1日1平方メートルにつき	10円
競技会、集会その他これらに類する催し	1日につき	1,010円
展示会その他これに類する催し	1日につき	2,540円

※興行以外については、複数の広場等を活用した場合も、各事業者の申請毎に上記の金額となります。

※なお、条例改正等により金額が変更になった場合は、変更後の金額を納入するものとします。

### ② 本事業の運営に要する費用（人件費、材料費、物品購入費、広報費等）

全て事業者負担とし、本市は、補助金、委託料、その他一切の費用を負担いたしません。

### ③ 3（4）に掲げる清掃・環境整備に関する費用

### ④ 増水時等に工作物等の移動に係る費用

### ⑤ 事業終了後の原状回復費用

※収支計画書に記載した収益を上回る収益が得られた場合について、収益の一部を川崎市緑化基金へ寄附を行う等、収益の活用方策について、企画提案書に記載し、事業実施前に、本市と協議の上、実施してください。

## 5 参加資格

日本国内において、提案内容と類似する事業を実施した実績を有する法人事業者であること。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合の他、以下に定める場合は企画提案参加申込を行うことができないものとする。

- ・手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない場合
- ・当該事業の企画提案書の提出期限の日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした場合で、同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていない場合
- ・民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした場合で、同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていない場合
- ・直近3事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税を

滞納している場合

- ・川崎市契約規則第2条の規定に基づく、資格停止期間中である場合
- ・川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止中である場合
- ・市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）、その他の関係法令に違反している場合
- ・神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条の規定に違反している場合
- ・川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等または暴力団密接関係者である場合

※共同企業体として参加する場合は、構成法人においても上記参加資格を満たすこと。

## 6 募集スケジュール

募集要項の公表・配布	令和5年10月31日（火）から
参加意向申出書の受付	令和5年11月20日（月）まで
質問書の受付	令和5年11月21日（火）まで
質問書の回答	令和5年12月5日（火）まで
企画提案書の受付	令和5年12月22日（金）まで
プレゼンテーション	令和6年2月14日（水）（予定）
審査結果通知	令和6年2月21日（水）（予定）
協定締結	令和6年3月中（予定）
運用開始	河川管理者より河川法に基づく許可を受けた日以降

## 7 参加手続き

### （1）募集要項の配布

日時 令和5年10月31日（火）から

場所 みどりの事業調整課ホームページ

参考：<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000155415.html>

### （2）参加意向申出書の受付

受付日時 令和5年10月31日（火）から令和5年11月20日（月）まで  
午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）

受付場所 みどりの事業調整課

提出方法 「参加意向申出書（第1号様式）」に所定の事項を記入の上、みどりの事業調整課に持参、郵送又は電子メールにて提出

### （3）質問受付・回答

受付日時 令和5年10月31日（火）から令和5年11月21日（火）まで

午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）

受付方法 「質問書（第2号様式）」に記入の上、みどりの事業調整課に持参、郵送又は電子メールにて提出

回答方法 令和5年12月5日（火）までにみどりの事業調整課ホームページ上に回答を掲載  
参考：<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000155415.html>

#### （4）企画提案書の受付

受付日時 令和5年10月31日（火）から令和5年12月22日（金）まで  
午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）

受付方法 みどりの事業調整課に持参又は郵送（必着）

提出資料 以下の①～⑳の紙媒体資料（正本1部、副本8部＜企業名が明示されている場合は黒塗りをしたもの＞、部数毎にA4ファイルに綴る）及びCDデータ

1. 企画提案書（第3号様式）
2. 応募法人概要書（第4号様式）
3. 共同事業体協定書兼委任状（第5号様式）
4. 宣誓書（第6号様式）
5. 暴力団との関連性確認のための個人情報外部提供同意書（第7号様式）
6. 事業計画書（第8号様式）
7. 施設・設備配置計画書（第9号様式）
8. 事業者の概要、担当部署の組織配置（様式自由）
9. 役員名簿及び履歴書（様式自由）
10. 法人の登記事項証明書 ※発行後3か月以内
11. 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
12. 印鑑証明書 ※発行後3か月以内
13. 法人税納税証明書、消費税納税証明書（直近3事業年度分）
14. 事業計画書（企画提案書を提出する日の属する事業年度の翌事業年度）
15. 収支予算書（同上）
16. 事業報告書（企画提案書を提出する日の属する事業年度の前事業年度）
17. 財産目録
18. 貸借対照表（企画提案書を提出する日の属する事業年度の前事業年度を含む直近実績3年度分）
19. 損益計算書又は収支計算書（同上）
20. 利益処分又は損失の処理に関する議案、計算書（直近実績3事業年度分）
21. 企業単体の減価償却明細表（同上）
22. 連結決算の貸借対照表及び損益計算書（直近実績1事業年度分）
23. 提案内容と類似する事業を実施した実績が分かる資料（様式自由）
24. その他付属資料、添付資料（様式自由）

※ 4、5及び8～24については、共同事業体などグループで応募する場合は、代表法人及び構

成法人のすべてを提出してください。なお、18～22が提出できない場合は、数値の算出根拠となる資料を提出してください。連結決算を行っていない場合には、22の提出は不要です。

#### ※企画提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効または失格といたします。

- ・定められた期間内に参加意向申出書を提出していない場合
- ・提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ・提案書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合
- ・会社更生法等の適用申請等契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- ・審査の公平を害する行為があった場合
- ・その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

#### (5) プレゼンテーション

日 時 令和6年2月14日(水) 時間未定(予定)

場 所 未定(応募者には後日通知いたします)

#### ※注意事項

- ・紙媒体で提出した企画提案書及び関連資料に基づきプレゼンテーションを行うこととし、未提出の資料は使用しないでください。
- ・各提案者のプレゼンテーション時間は、15分以内とします。
- ・プレゼンテーションの後、質疑応答を15分程度行うものとし、提案者は質疑に対し簡潔に回答を行うこととします。

#### (6) 審査結果通知

通知日時 令和6年2月21日(水)(予定)

通知方法 各提案者に対し結果通知書により通知するとともに、みどりの事業調整課ホームページにて結果を発表いたします。

参考: <https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000155415.html>

#### ※注意事項

- ・各提案事業に対する採点結果についてもホームページで公開いたします。

#### (7) 協定の締結

事業者の選定後、選定された事業者と協議のうえ、川崎市多摩川丸子橋河川敷のにぎわい創出に向けた新たな利活用事業に関する協定を締結します。なお、当該事業予定者と協定の締結に至らなかった場合は、次点者と協議を行うものといたします。

※別紙1 基本協定書(案) 参照

## 8 審査方法及び評価項目

### (1) 審査方法及び結果の通知

- ・学識経験者等からなる「建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会」において、企画提案書、関係書類及びプレゼンテーションの内容を精査・評価します。ただし、すべての提案者の合計点が、委員会が定める基準点を下回った場合は、優先交渉権者を決定せず、再度、選考を行う場合があります。
- ・提案内容に虚偽の記載があると委員会が判断した場合は、得点の合計に関わらずその提案を失格とします。
- ・全てのエリアを一括で公募を行いますが、提案内容等により複数の事業者による利活用ができる可能性がある場合は、優先交渉権者を2以上選定する場合があります。なお、合計点が高い事業者の提案が優先されます。
- ・決定した優先交渉権者と本市で協議・調整を行い、本市が認めた場合、企画提案の内容の変更を行うことができます。
- ・審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知するとともにみどりの事業調整課ホームページで公表いたします。

### (2) 企画提案を選定するための評価項目

- ・事業方針、事業計画、事業収支、運営体制、地域連携、データ提供、その他の各項目について評価します。評価項目については、みどりの事業調整課ホームページ上に掲載しております。
- 参考：<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000155415.html>

## 9 欠格事項

選定された優先交渉権者は、市と協議を行い、川崎市多摩川丸子橋河川敷のにぎわい創出に向けた新たな利活用事業に関する協定を締結します。なお、選定された優先交渉権者が、協定締結までに以下の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、協定を締結しないことができるものとする。

- ・参加資格を喪失したとき。
- ・提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- ・正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき。
- ・財務状況の悪化等により、業務の履行に支障が生じると判断されるとき。
- ・社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切ではないと判断されるとき。
- ・その他、市長により、協定の締結が適当でないと判断されるとき。

## 10 留意事項

### (1) 応募に係る基本的事項

- ・書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

- ・企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とします。なお、提出された書類は返却しません。
- ・選定評価委員会の委員への接触の禁止等
  - 代表法人及び共同事業体の構成法人が、優先交渉権者の決定前までに、選定評価委員会の委員に対して、本公募について接触を行った場合は、失格となることがあります。
  - また、本募集要項の公表日から優先交渉権者の決定通知日までは、代表法人等に限らず、いかなる者からの提案内容、審査内容等に関する問合せにも回答できません。
- ・企画提案書等の提出期限以降の変更、修正、差し替え又は再提出は認めません。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。
- ・同一の法人からの複数の企画提案の提出は不可とします。
- ・企画提案の審査は提出された内容に基づいて行いますが、採用決定後、提案された内容について、必要に応じ、本市と提案者の協議のうえ修正を依頼する場合があります。
- ・参加資格要件に該当しないことが判明した場合は失格となります。
- ・業務の一部について、他者に委託する際は、事前に本市の承諾を受けてください。
- ・採用された企画提案書及び関係書類は、必要に応じて外部に開示される場合があります。また、応募書類は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とします。ただし、企画提案書選定期間中は同条例第8条第1項第4号の規定に基づき、開示の対象としません。
- ・応募後に辞退する場合には、辞退届（第10号様式）を提出してください。

## （2）事業実施に係る基本的事項

- ・事業者は、常に善良なる管理者の注意をもって事業を遂行することとします。
- ・事業者は、当該事業の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。ただし、本市と協議を行い、認められたものについては、当該事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができます。
- ・事業者は、関係法令等の規定を遵守してください。
- ・新型コロナウイルスなどの感染症拡大や台風による災害等によって、事業内容、期間等が変更・中止となる場合がありますが、資金調達、物価・金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクについては、すべて事業者の負担といたします。
- ・事業者は、複数の事業者が参画した場合、他の事業者に協調的な姿勢で、調整・連携等を行うことといたします。

## （3）財産の帰属

- ・本事業において、事業者の負担で構築したシステム、設備等の財産は事業者に帰属するものとします。

#### (4) 知的財産権の帰属

- ・ 本事業の過程で生じた知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し、又は登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報等を含む。著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び報告書に含まれる知的財産権は、本市と事業者双方の共有のものとしたします。
- ・ 事業者は、本事業で得られた知的財産権について、特許出願、実用新案登録出願または意匠登録出願する場合、本市と協議し、同意を得なければなりません。なお、出願等に係る費用は、事業者の負担としたします。

## 11 連絡先（担当部署）

川崎市建設緑政局緑政部みどりの事業調整課（公民連携）

住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-0511

FAX：044-200-3973

E-mail：53mityo@city.kawasaki.jp